

令和4年6月30日

新法案への意見

日本語教育機関団体連絡協議会からの政府で検討されている法案に対する意見は以下の通りである。

1, 法案全体の方向性について

- (1) 早期成立を目指して今年の国会に必ず、閣法による法案を提出していただきたい。
 - ・ 法案の成立により、日本語教育機関を文部科学省の所管にしていただきたい。
- (2) 認定日本語教育機関と地方公共団体その他関係機関との連携を規定していただきたい。
 - ・ 「留学」だけでなく「就労」「生活」の場でも活躍できるよう、将来的に技能実習、特定技能等制度との連携について附則に記載していただきたい。
 - ・ 「留学」を基本とした認定制度をスタートさせるとしても、「生活」や「就労」の場で活躍する学習者を支援するために、認定された日本語教育機関の教育プログラムの一部を提供するなど社会的に通用する証明書として出せるような仕組みを作っていただきたい。
- (3) 教員の国家資格（施設必置資格）について以下の点を踏まえ、附則に規定していただきたい。
 - ・ 試験及び実習等の内容が明確化されていない現状では、新制度への移行については、試験の内容、実施状況、社会環境などを踏まえ、慎重な検討が必要であり、十分な移行期間を定めていただきたい。
 - ・ 現在の法務省告示教員要件を満たす者や現職教員に対する措置や制度移行について十分な期間の経過措置を検討いただきたい。

2, 今後の具体的検討及び実施に向けての要望

以下については継続的に協議の上、検討を行い、実施いただきたい。

- (1) 専門学校や各種学校の制度及び審査等について、重複審査とならないよう特段の配慮をいただきたい。
- (2) 法案の実施にあたっては、法務省告示制度と緊密な連携を図って進めていただきたい。

- (3) 認定された日本語教育機関の活用の促進等の支援の在り方及び日本語教員の処遇改善等について検討いただきたい。
- (4) 教員の国家資格（施設必置資格）を設けるにあたっては、試験及び実習等についての現行の課題が改善されるよう、業界団体の意向を踏まえ、検討いただきたい。
- (5) 「生活」においても、自治体と連携し、地域のニーズを踏まえた日本語教育プログラム編成、成果把握、分析、改善などを行うような仕組みを入れていただきたい。
- (6) 「就労」においても、企業等と連携し、そのニーズを踏まえた日本語教育プログラム編成、成果把握、分析、改善などを行うような仕組みを入れていただきたい。
- (7) 将来的には、外国人児童生徒などの「就学」の場でも日本語教育機関及び国家資格教員の活用を行っていただきたい。

日本語教育機関団体連絡協議会

(一財)日本語教育振興協会

理事長 佐藤次郎

(一社)日本語学校ネットワーク

代表理事 大日向和知夫

(一社)全国各種学校日本語教育協会

理事長 佃吉一

(一社)全国日本語学校連合会

理事長 荒木幹光

全国専門学校日本語教育協会

会長 深堀和子

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

代表理事 江副隆秀